

診療用エックス線装置（診療用高エネルギー放射線発生装置、
診療用粒子線照射装置、診療用放射線照射装置、診療用放射
線照射器具、放射性同位元素装備診療機器、診療用放射性同
位元素、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）設備廃止届

年 月 日

盛岡市保健所長

様

管理者 住 所

氏 名

年 月 日生

医療法施行規則第29条第1項（第3項）の規定により、次のとおり届けます。

- 1 病院（診療所）の名称及び所在地
- 2 廃止理由
- 3 廃止年月日

（A 4）